

「経常事業評価（試行結果）について」

～評価手法の確立に向けて～

（外部評価委員会意見）

（平成 24 年 2 月）

新宿区外部評価委員会

は じ め に

2007年9月に発足して、4年半に及ぶ、この種の委員会としては異例に長い任期が終わろうとしている。

任期の最後に当たって、経常事業の評価を試行するという、評価の仕事の更に困難な峰に挑戦した。この冊子はその試行の結果を報告する文書である。

行政の行った内部評価の結果を区民の目線で評価する。これが本委員会の基本的作業スタイルであるが、区も初めて実施した経常事業の評価であったため、内部評価書作成に苦勞されたと思う。外部評価委員会も東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故による社会情勢の変化、世界及び日本経済の低迷、雇用情勢の悪化など、区を取り巻く環境が大きく変化する中での作業となり、時として具体的にこの作業をやり抜くことは非常に難しく思われた。各部会の中でも、全体の委員会の場でも、委員の間で様々に意見がたたかわされ、様々に調整が試みられ、ようやく成ったのがこの報告書である。

経常事業というのは、長年にわたって、ある意味で批判的吟味にさらされずにルーティンワーク的に継続されてきた事業であって、これについて「評価の文化」が定着するのは、計画事業におけるよりも更に難しい。実際に今回試行してみてその思いを強くした。

経常事業評価は他の自治体でもあまりやっていないきわめてチャレンジングな試みであり、これをあえて行なった区と区民の勇気と努力は讃えられてよい。この報告書をたたき台として、経常事業評価においても「評価の文化」が発展し定着することを望みたい。

新宿区外部評価委員会
会長 名和田 是彦

目 次

第 1 経常事業評価の目的（区の方針）	1
第 2 経常事業評価の試行	
1 内部評価の試行	2
2 外部評価の試行	2
第 3 試行の検証結果	
1 総括的意見	3
2 経常事業評価における基本的な考え方	3
(1) 必要な行政サービスの持続	
(2) 事業の位置付け	
(3) 行政と民間の役割分担	
(4) 受益者負担の適正化	
3 内部評価における留意点	4
4 対象事業	5
(1) 経常事業評価の対象	
(2) 外部評価の対象事業	
5 評価の視点	6
(1) 適切な目標の設定	
(2) 4つの視点	
第 4 評価シートへの提言	
1 経常事業評価シート	9
(1) 事業目的	
(2) 事業概要・手法	
(3) 財源・事業費	
(4) 予算額・執行率	
(5) 職員	
(6) 実績数	
(7) 実績・成果の分析と執行方法・費用対効果等の点検	
(8) 評価項目	
(9) 改革・改善	
2 経常事業評価シートへの追加項目	10
3 予算事業シート	11

第5	新宿区外部評価委員会の概要	
1	新宿区外部評価委員会の役割・構成	12
2	経常事業評価に関する活動の経過	13

<資料>

1	新宿区外部評価委員会委員名簿	15
2	新宿区外部評価委員会条例	16

第1 経常事業評価の目的（区の方針）

新宿区は区民に最も身近な基礎自治体として、新宿区基本構想の「めざすまちの姿」の実現に向けて、「まちづくりの方向性」と「まちづくりを推進し、下支えする区政運営の方向性」を示すために、平成20年度からの新宿区総合計画（以下、「総合計画」という。）を策定した。

この総合計画に基づき、多様化する区民ニーズに応え、区民生活が直面する様々な課題を解決するため、平成20年度から23年度までに重点的に実施する事業について、新宿区第一次実行計画（以下、「第一次実行計画」という。）を策定し、計画的・優先的に事業を推進するとともに、行政評価制度を活用して、事業の進捗管理と効果・効率的運用が図られているかを検証してきた。

我が国の社会経済環境は、東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の影響、雇用情勢の悪化、ヨーロッパの信用不安や世界及び日本経済の低迷、消費の落ち込みなどにより厳しさを増している。

新宿区においても、少子高齢化の進展、景気低迷に伴う生活保護費の増大などにより行政需要が拡大する一方で、税収等の減少など、区財政の歳入・歳出両面にわたる課題を抱えている。

そのため、区は第一次実行計画とともに実施している450以上の経常事業についても、第一次実行計画と同様に、区民の目線で、区民が真に必要なとするサービスを効果的、効率的に提供していくために、行政評価手法を活用して事業を検証し、その結果を事業の見直しに反映させることとした。

第2 経常事業評価の試行

区及び新宿区外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）は、「経常事業の評価手法について」（平成22年11月外部評価委員会答申）（以下、「答申」という。）に基づき、平成24年度から本格実施する経常事業評価に向けて、今年度（平成23年度）試行を実施した。

試行においては、計画事業評価と同様、各部の経営会議からなる評価委員会によって内部評価が実施された。外部評価委員会も3つの部会に分かれ、内部評価について、記載内容及び評価手法等について検証し、外部評価委員会として意見の集約を行った。

1 内部評価の試行

区は、初めて実施する経常事業評価の手法を検証するため、38の経常事業について内部評価を試行した。

試行にあたっては、過去3年分の予算事業の執行状況を明らかにするなど、新たに作成した経常事業評価シート及び予算事業シート（以下、「評価シート」という。）によって実施した。

2 外部評価の試行

外部評価委員会は、答申で示した法的分類によって、全ての分野を対象として外部評価を試行することとし、内部評価された38の事業の中から、下記の9事業を選定し、評価手法及び評価シートなどについて課題の抽出と検証を行った。

試行にあたっては、選定した事業の評価シートを十分に読み込み、担当課に対するヒアリングを実施したうえで検証を行った。

法的分類	評価対象事業名
法定受託事務	児童扶養手当
都委任事務	消費生活相談
義務的自治事務	建築許可・確認等事務
単独自治事務	職員応急体制の整備 電子区役所の推進 補聴器及び杖の支給 後期高齢者医療制度（保養施設） 自転車駐輪場・保管場所の維持管理 ポイ捨て防止ときれいなまちづくり

第3 試行の検証結果

新しい評価シートは、計画事業評価シートとは形態や内容も異なっており、限られた時間の中で、これらを読み込み、理解したうえで、課題や疑問を検討し議論を重ねる作業は、外部評価委員会としても戸惑いや多くの困難があった。

このような状況ではあったが、計画事業評価を通して培ってきたこれまでの経験を活かし、事業の目的、目標、成果、効率性、協働などの視点から活発な議論を行うことができたと考えている。

平成23年10月から5回の外部評価委員会及び6回の部会を開催し、取りまとめた意見を以下に述べる。

1 総括的意見

経常事業は長期間実施されてきた事業が多い。しかしながら、「経常事業＝常に行われ続ける事業」という認識を改め、現実に即して事業が実施されているか、現状の課題を明確にしたうえで、一度立ち止まり、事業のあり方や必要性を抜本的に検証する必要性を強く感じる。

また、区は、第二次実行計画期間中の平成27年度までに、ひととおり評価を実施することとしている。一定期間ごとに事業の目的が現状を的確に反映しているか確認し、事業の継続について定期的に見直しを行うことも重要である。このため、平成27年度以降の経常事業評価の仕組みや可能性についても、今後、検討を進めていってほしい。

区が実施している450を超える経常事業を評価することは、多大な時間と労力を要する作業であると察する。ぜひ、職員一人ひとりの英知を結集して、この間の内部評価及び外部評価双方の作業が実を結び、評価結果が区政の更なる発展に寄与していくことを切に希望するところである。

2 経常事業評価における基本的な考え方

長年継続して実施されてきた経常事業については、事業のあり方や必要性を抜本的に検証する必要がある。

(1) 必要な行政サービスの持続

真に必要な行政サービスを持続していくため、区民の視点・生活者の視点から、対象者数等を正確に捉え、実績との比較や今後の推計により客観的に現状分析や将来予想を行ったうえで、より効果的・効率的になるよう事業を見直す必要がある。

事業の見直しにあたっては、類似した目的や手法で行われている他の事業（他の事業課の事業を含む）との統廃合なども検討する必要がある。

(2) 事業の位置付け

厳しい財政状況にある中で、経常事業を見直しにあたっては、最重要事業、重要事業、一般事業などの位置付けを判断し、明らかにしていくことが重要である。

(3) 行政と民間の役割分担

事業における公益性やサービスの質が確保できる場合には、民間等による公共サービスの提供も有効な手段と考える。

なお、民間等により公共サービスを提供する場合は、民間等によるサービスの提供状況を区は的確に把握し、区民が適切なサービスを受けられているかなどを確認していくことが必要である。

(4) 受益者負担の適正化

サービスを利用する者とそうでない者との負担の公平性が確保されているかを改めて検証する必要がある。

その際には、一律に負担を求めるのではなく、低所得者層等への十分な配慮も踏まえて、検討する必要がある。

3 内部評価における留意点

経常事業の内部評価は、職員も初めて実施したことや、内部評価実施後の区を取り巻く社会情勢の変化などを考慮するとやむを得ない部分はあるが、現状を説明する記述が多かった。また、数値に基づく効果の検証や評価の理由などは全体的に記載内容が不十分で、内容を理解し難いと感じる項目も多くあった。結果として、区民に対しての「説明責任」を果たそうとする意識が低いように見受けられたのが残念である。

評価に際しては、区民に事業内容を正確に伝え、理解を求める姿勢が重要だと考える。

具体的には、現在、どのような問題があるのか、どのような手法によって問題を解決するのか等、区の置かれている現状をしっかりと認識し、見直すべき課題を明らかにすることが求められており、この責務を果たすことにより、区政の透明性と区民の理解が高まることを認識して内部評価を実施してもらいたい。

さらに、全庁的な総合調整又は内部統制を必要とする事業を担当している課又は部については、その役割をしっかりと果たしているか、という視点から評価することも重要である。

担当している課又は部は、事業をより良いものに改善しようという視点から評価を行うことにより、職員の意識変革と啓発にもつながると考える。

そのためには、評価を取りまとめる事務局が、担当課に対し、これらのことについて、十分な説明・助言を行うなど丁寧な対応を心がけてもらいたい。

4 対象事業

(1) 経常事業評価の対象

答申では、経常事業評価について、以下のとおり提言している。

- ・ 「法定受託事務のように事業目的の是非を問えない事務を含む事業もある。しかしながら、こうしたものでも、新宿区の地域特性を踏まえ、事業運営の手段が効率的かという視点からの評価が可能である。」
- ・ 評価対象は「今後の試行を検証のうえ、効率性の面から必要に応じて、評価対象とすべき事業の範囲については改めて意見をのべる。」
- ・ 評価期間は「第二次実行計画が終了する平成 27 年度までにひととおりの評価を終了することが妥当である。」
- ・ 評価の時期は「前年度の予算執行が確定する 5 月から翌年度の予算に反映させるために 11 月上旬までに計画事業を含めて外部評価の結果を出す必要がある。」

これらを受けて今年度の試行では、「法定受託事務」・「都委任事務」・「義務的自治事務」・「単独自治事務」の全ての分野について検証した。

「法定受託事務」は、「法令で決まっている事業である」という趣旨の記載が評価シートに多く見られた。外部評価委員会による担当課のヒアリングにおいても、「法定受託事務」や「都委任事務」など、「法令等で決められている事業は、区による見直しが可能な部分が少ないため、評価に適さないのではないか」との意見もあった。

結果として、「法定受託事務」、「都委任事務」は、評価対象としては優先順位が低いと考えられる。ただし、「法定受託事務」や「都委任事務」であっても、「単独自治事務」を付加（上乘せ・横出し）している経常事業については、評価の対象とすることが望ましい。

また、「単独自治事務」のうち、他自治体や関連団体との取り決めにより実施されており、区単独で変更できない「分担金・基金・補償」などの事業も優先順位は低いと考えられる。

この他、「審議会等の運営事務」や「電子計算賃借料」等の内部管理事務等については、報酬の支払い経費や契約に基づく支払いなどが主な内容となっているため、経常事業評価とは別の仕組みで見直しを図るほうが効率的であると思われる。

昨年度、答申で述べた点、及び今回の試行結果を総合的に判断し、評価対象として優先順位の高い経常事業は、以下の事務で構成される事業と考える。

- ① 義務的自治事務や単独自治事務で構成される事業
- ② 法定受託事務や都委回事務に単独自治事務を付加(上乘せ・横出し)している事業
- ③ 指定管理事務で構成される事業

(2) 外部評価の対象事業

上記(1)の①から③に該当する対象事業は280程度になる。限られた期間で効果的、効率的な外部評価を実施するためには、事業の性質等を考慮したうえで、以下の事業を優先する必要があると考える。

- ① 区民に馴染みがあり身近に感じる事業
- ② 区民目線から評価可能な事業
- ③ 協働の視点が入る事業

「(1)経常事業評価の対象」で行政評価の対象とした指定管理者制度を導入している事業など、他の評価委員会で評価している事業については、外部評価委員会としての評価の必要性や可能性、またその範囲など棲み分けの検討が必要であると考えます。

また、他自治体等との関連により行われている事業を評価する必要があるのかについては、計画事業でも課題として挙げられており、区民との関わりの軽重により個別に判断していくことも必要であろう。

5 評価の視点

(1) 適切な目標の設定

計画事業については、「いつまでに、何を、どのようにして、どれだけの成果(満足度)を達成するか」という目標を明らかにするために、指標を設定してきている。

指標が設定されていない経常事業においても、現在の行政需要に適合しているかをしっかり検証するために、指標又はそれに代わる定性的なものを設定する必要があると考える。例えば、計画事業から経常事業化した事業については、引き続き計画事業の指標を活用することも可能である。

一方、現実的な問題として、450 以上もの経常事業と、それを構成する 1500 に及ぶ予算事業全てについて、指標を設定することは、膨大な作業と時間を要する。

区は、経常事業について、第二次実行計画期間中の平成 27 年度までにひととおり評価を実施することとしているので、その機会を捉えて、現状に即した指標又はそれに代わる定性的なものを設定することで、事業の達成状況を客観的に評価することが可能になる。また、指標の設定が難しい事業については、その理由を明らかにすることが必要である。

なお、指標の達成度を評価するためには、同一の事業について継続して評価することが必要となるため、平成 27 年度以降、どのように経常事業の評価を実施していくかが今後の課題である。

(2) 4つの視点

計画事業は、4つの視点（サービスの負担と担い手、適切な目標設定、効果・効率的、目的（目標水準）の達成度）を基に、計画期間中の事業の進捗と、区民の視点からどのように見直しを図っていくかに重点を置いて評価してきた。

答申では、「原則として、計画事業評価と同様に4つの視点で行うこと」と提言していたところである。

しかし、今回の内部評価の試行では、「サービスの負担と担い手」は、「目的の妥当性」及び「手段の妥当性」に分けられ、経常事業には指標が設定されていないため、「適切な目標設定」の視点は除かれて実施された。

内部評価の試行における評価の視点により検証を行った結果、経常事業評価においては、「サービスの負担と担い手」、「手段の妥当性」、「効果的・効率的」、「目的又は実績の評価」の視点により評価することが効果的であると考えられる。

計画事業評価の視点	内部評価の試行の視点	経常事業評価の視点
サービスの負担と担い手		サービスの負担と担い手
	目的の妥当性	
	手段の妥当性	手段の妥当性
適切な目標設定		
効果的・効率的	効果的・効率的	効果的・効率的
目的(目標水準)の達成度	目的(目標水準)の達成度	
		目的・実績の評価

新たに設定した経常事業評価の視点が効果的であるとした理由は以下のとおりである。

- ① 「サービスの負担と担い手」の評価項目は、地域・NPO等との協働、民営化、委託、指定管理など、あらゆる可能性を考慮したうえで最もふさわしい担い手とした考え方や、サービスの負担としての受益者負担や補助金等の費用負担の考え方を評価するために重要と考える。
- ② 「手段の妥当性」の評価項目は、「どのようなことを」「どのような手法により実施するか」を記載し、その内容が社会情勢に照らして最適であるか、多様化する区民ニーズに適応しているか、その手段により目的が達成されているかを評価するために重要と考える。
- ③ 「効果的・効率的」の評価項目は、事業の費用対効果を評価するのはもちろんのこと、類似・関連事業との連携や重複を評価するためにも重要と考える。
- ④ 「目的・実績の評価」の評価項目は、現状に即して設定した目的(目標水準)の考え方を評価するために重要と考える。また、実績の評価は、対象者数及び実績数を正確に把握し、分析することにより、見直しの考え方や方向性を評価するために重要と考える。

なお、この評価項目は、事業のサービスを必要とする対象者に周知徹底が図られているかという観点からの評価にも有効である。

このような考え方により、計画事業の「適切な目標設定」、「目的(目標水準)の達成度」及び内部評価の試行の「目的の妥当性」については、「目的・実績の評価」の評価項目に含めて評価することが可能と考える。

第4 評価シートへの提言

今回の試行では、新たに作成した評価シートの検証も行った。
評価シートについて検証した結果は以下のとおりである。
これらの意見を踏まえ、平成24年度からの本格実施に向け、分かりやすく効果的な評価シートを作成されたい。

1 経常事業評価シート

(1) 「事業目的」

区民の理解を得るためにも、「事業そのものの目的」だけでなく、地域防災計画や高齢者保健福祉計画など各事業に個別の計画がある場合には、計画名の記載も必要である。

(2) 「事業概要・手法」

複数の予算事業が含まれる経常事業においては、各々の予算事業の事業概要・手法を漏れなく記載する必要がある。

(3) 「財源・事業費」

- ① 特定財源は、国・都・受益者負担などの内訳を明瞭にするため、国・都の特定財源がある事業は、その「名称」及び「補助率」を記載し、金額や条件などに変動がある場合には、その内容も記載する必要がある。
- ② 事業経費の透明性を図り、評価の際の経費分析に寄与するため、物件費・運営費など各々について、主として何に用いられているのか、主な費目と金額の内訳を記述する必要がある。

(4) 「予算額・執行率」

- ① 「当初予算額」と「予算現額」が違う場合、変更した理由が必要である。特に上方修正された場合は必須である。
- ② 執行率の低い事業は、「改革・改善」に見直し方針等を記載する必要がある。見直しをしないとすれば、その理由を記載する必要がある。

(5) 「職員」

人件費は事業にかかる費用として重要であるため、計画事業評価と同様に職員の平均給与額によるなど、記載方法を工夫する必要がある。

(6) 「実績数」

実績の変動数や理由は確認する必要があるが、平均値は不要と考える。

(7) 「実績・成果の分析と執行方法」・「費用対効果等の点検」

「実績・成果の分析」の項目と「執行方法・費用対効果等の点検」の2つの項目は、評価項目として新たに設定する4つの視点と重複しているため、評価項目欄で対応が可能と考える。

(8) 「評価項目」（新たに設定する4つの視点・総合評価）

新たに設定した4つの視点の考え方については、「第3の4(2)4つの視点」で記載した。内部評価にあたっては、抽象的な記載を避け、できるだけ客観的・具体的に記載するよう心掛けてほしい。

総合評価は、各視点での評価や活動内容を再掲するのではなく、達成度やサービスの品質（区民満足度）についても記載するよう心掛けてほしい。

(9) 「改革・改善」

- ① 「どのように」「いつまでに」改革・改善をするのか、経費の削減や区民に対する影響度も十分考慮したうえで、できるだけ具体的に記載する必要がある。
- ② 事業をそのまま継続して実施する場合であっても、事業内容やコストについて現状を丁寧に説明し、経費負担についても検証する必要がある。また、国・都の動向や近隣区の実施状況等の記載があれば、継続の理由がより分かりやすくなると考えられる。

2 経常事業評価シートへの追加項目

(1) 「事業の開始時期」

社会情勢の変化により当初の事業目的の意義が薄れていないか、見直しが図られてきたのか、不明である。事業の開始時期が定かでない事業も見受けられるが、項目を追加し、開始時期が分かる事業については記載する必要があると考える。

(2) 「費用負担のあり方・受益者負担の検討」

費用負担について、行政が行うべきか、受益者負担が適正かなどの検証を行い、その考え方を記載する必要があると考える。

また、すでに受益者負担を取り入れている事業であっても、各自の能力に応じた負担になっているかなどを検証する必要があると考える。

(3) 「類似・重複している事業」

複数の事業で同一の目的の達成を目指す場合や、対象や手法が類似しているため重複しているように見える事業もある。このため、区の施策体系から見た関連事業や、対象者や手法等が類似・重複する他の経常事業や計画事業を記載し、その関連や統合の可能性等を検証して評価する必要があると考える。

(4) 「協働の視点による分析」

協働による事業であっても、実情を検証し、協働の相手や協働の方法など、内容について検証する必要があると考える。

また、協働による事業でない場合は、協働による手法を検討し、その結果と理由を記載する必要があると考える。

3 予算事業シート

複数の予算事業により構成される経常事業においては、各予算事業シートが経常事業評価の基礎資料となる。そのため、予算事業が経常事業のどのような部分を担っているのか、事業内容の違いも含め分かりやすく具体的に記載する必要がある。

ただし、経常事業と予算事業が1対1で対応する場合、経常事業評価シートと予算事業シートの記載内容が重複するため、予算事業シートは省略することが可能と考える。

第5 新宿区外部評価委員会の概要

1 新宿区外部評価委員会の役割・構成

(1) 委員会設置の経緯と役割

外部評価委員会は、平成19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、平成19年9月、区長の附属機関として新たに設置された。

外部評価委員会の役割としては、総合計画及び第一次実行計画の進行管理を行うこと、及び区民の行政評価に対する参画の機会を確保することにより、行政評価の客観性及び透明性を高めることである。

(2) 所掌事務

外部評価を実施し、その評価の結果を区長に報告すること。

その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(3) 委員会の構成

委員会は、次の15名で構成されている。

◇学識経験者3名

◇公募による区民6名

◇区内各種団体の構成員6名（内1名欠員）

(4) 部会の設置

調査及び審議の効率的な運営を図るため、次の3つの部会を置いた。

第1部会：まちづくり・環境・みどり

第2部会：福祉・子育て・教育・くらし

第3部会：自治・コミュニティ・文化・観光・産業

2 経常事業評価に関する活動の経過

【平成 22 年度】

平成 22 年度は、新宿区長から「経常事業の評価手法について」諮問を受けた。これまでの計画事業に加え、新たに経常事業の評価を実施した場合における、効果的・効率的な経常事業の評価手法について協議を行い、協議結果として、平成 22 年 11 月に答申した。

【平成 23 年度】

平成 23 年度は答申に基づき、平成 24 年度からの本格実施に向けた試行として経常事業評価を実施した。計画事業評価と同様に区が実施した内部評価に対して外部評価を行い、試行を通して評価手法及び評価シートなどについて課題を抽出し検証を行った。

【活動経過】

《全体会》

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成 23 年 10 月 13 日	1 試行における評価方針について 2 評価(試行)対象事業の選定 (第1部会) 自転車駐輪場・保管場所の維持管理 ポイ捨て防止ときれいなまちづくり 建築許可・確認等事務 (第2部会) 補聴器及び杖の支給 児童扶養手当 後期高齢者医療制度(保養施設) (第3部会) 職員応急体制の整備 電子区役所の推進 消費生活相談
第2回	平成 23 年 10 月 20 日	1 試行における評価方針について 2 ヒアリング(試行)項目の整理
第3回	平成 23 年 12 月 13 日	1 評価(試行)結果の取りまとめ
第4回	平成 24 年 1 月 10 日	1 評価(試行)結果の取りまとめ
第5回	平成 24 年 1 月 25 日	1 外部評価報告書最終確認

《第一部会》

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成 23 年 11 月 25 日	1 ヒアリング(試行)の実施 【担当課】 みどり土木部(交通対策課) 環境清掃部 (生活環境課) 都市計画部 (建築指導課)
第2回	平成 23 年 12 月 2 日	1 評価(試行)結果の取りまとめ

《第二部会》

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成 23 年 11 月 8 日	1 ヒアリング(試行)の実施 【担当課】 福祉部 (高齢者サービス課) 子ども家庭部 (子ども家庭課) 健康部 (高齢者医療担当課)
第2回	平成 23 年 11 月 25 日	1 評価(試行)結果の取りまとめ

《第三部会》

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成 23 年 11 月 11 日	1 ヒアリング(試行)の実施 【担当課】 区長室 (危機管理課) 総合政策部 (情報政策課) 地域文化部 (消費者支援等担当課)
第2回	平成 23 年 11 月 25 日	1 評価(試行)結果の取りまとめ

< 資 料 >

1 新宿区外部評価委員会委員名簿

部 会	氏 名		
第1部会 まちづくり 環境 みどり	加藤 仁美	東海大学工学部建築学科 教授	部会長
	大塚 巖	新宿区防災サポーター連絡協議会	
	須貝 俊司	区 民	
	芳賀 恒之	区 民	
	渡辺 翠	新宿区のリサイクルを考える会	
第2部会 福祉 子育て 教育 暮らし	岡本 多喜子	明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授	副会長 部会長
	入江 雅子	戸山公園子どもの遊び場を考える会	
	小菅 知三	牛込心友会高齢者クラブ 会長	
	富井 敏弘	区 民	
	山村 利枝	区 民	
第3部会 自治 コミュニティ 文化 観光 産業	名和田 是彦	法政大学法学部政治学科 教授	会長 部会長
	川俣 一彌	新宿区町会連合会 副会長	
	中原 純一	区 民	
	鍋島 照子	区 民	

2 新宿区外部評価委員会条例

平成 19 年 6 月 21 日

条例第 45 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日条例第 1 号

(目的及び設置)

第 1 条 行政評価の客観性及び透明性を高めるとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保するため、区長の附属機関として、新宿区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 新宿区(以下「区」という。)が実施する施策及び事業について、区長が別に定める成果指標等を用いることにより、その達成度、効率性、成果、妥当性等を分析し、及び検証することをいう。
- (2) 外部評価 区の機関(議会を除く。)が実施した行政評価の結果を踏まえ、当該行政評価の対象となった施策及び事業について、その達成度、効率性、成果、妥当性等を区民の視点に立って分析し、及び検証することをいう。

(委員会の所掌事務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外部評価を実施し、その結果を区長に報告すること。
- (2) その他行政評価に関し必要な事項について、区長の諮問に応じて調査し、審議し、答申すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 3 人以内
- (2) 区民 6 人以内
- (3) 区内各種団体の構成員 6 人以内

(委員の任期等)

第 5 条 委員の任期は 4 年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の解職)

第 6 条 委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、区長は、その職を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(会長及び副会長)

第7条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(部会)

第9条 委員会は、調査及び審議の効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査及び審議の経過並びに結果を委員会に報告する。

(委員以外の者の出席等)

第10条 委員会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部行政管理課が担当する。

(平成20年条例第1号・一部改正)

(公表)

第12条 区長は、第3条第1号の規定による報告を受けた外部評価の結果を公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

(平成20年条例第1号・一部改正)

附 則

[以下 略]